

令和4年度原子力規制委員会  
第35回臨時会議議事録

令和4年9月2日（金）

原子力規制委員会

令和4年度 原子力規制委員会 第35回臨時会議

令和4年9月2日

15:30～16:10

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

議題：原子力規制委員会と中部電力株式会社経営層による意見交換

○更田委員長

それでは、第35回原子力規制委員会を始めます。

原子力規制委員会と中部電力株式会社経営層との意見交換を行います。時間は30分めどですけれども、30分を少し超えるかぐらい、特に時間にこだわるものではありません。

原子力規制委員会は、平成26年10月から原子力事業者の経営責任者の方々と意見交換をしていますけれども、今回はこのところ始めている短期間・短時間、それからウェブを使ってですが、本日は対面ですけれども、審査を進めていくに当たって、中部電力に何か考えていることがあれば、それを伺おうという試みであります。本日は、林社長と伊原専務に御出席をいただいています。

それでは、中部電力にあらかじめ資料を用意していただいているので、審査についてお考えを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○林中部電力株式会社代表取締役社長

中部電力の林でございます。

本日はお忙しい中、お時間をいただきまして本当にありがとうございます。

今、更田委員長からお話のありました今後の審査の進め方についての意見交換でございますが、まずその前に、冒頭お礼を2点させていただきたいと思います。

まず1点目は、浜岡の敷地内断層の審査におきまして、資料の理論構成だとかデータの変更点の扱い等について御指摘を賜りまして大変助かりました。今後も明確な理論構成をきちんとお示しして、それに見合ったデータあるいは資料をまとめていきたいと指導していきたいと思います。よろしくをお願いします。

2点目は、もう既にやっていたというところでありますが、最近の審査では方針の段階でいろいろ審査会合を開いていただきまして、審査の効率化も、既に本日お願いすることを先んじてやっていたということにお礼を申し上げるとともに、今後も引き続きお願いしたいと思います。

冒頭、私からお礼の御挨拶をさせていただきます。

当社から、本日は2点、ハザードの審査についてと浜岡特有のプラントの審査についてのお願いといたしますか意見交換をさせていただきたいと思います。

まず1点目のハザードの審査ですが、既に他社の方も同じような議論をさせていただいておりますので簡単に言いますと、早めにフィードバックを頂くことで時間を有効活用できないかということでございます。大前提として、資料の左側の赤い方にありますように、その先ほども述べましたが、事業者、我々がきちんとした資料を作ることで説明責任、これは世の中に対してもそうですが、果たす必要があります。これによってヒアリングだとか審査会合の回数は削減されるものだと我々自身も思っております。これは我々が努力しなければいけない、まず1点目だと思っております。

一方、右の青い方でございますが、規制側にお願いすることは、1件当たりの審査のサイクルそのものを短縮できるのではないかということでございます。例えば本来、資料の

右の上の位置付けのところにあります。ヒアリングと審査会合、それぞれやるべきことを書いてありますが、原子力規制委員の判断を待つまでもなく、例えばこの括弧でありますように、認識のずれだとか、データ不足等の指摘があるのであれば、ヒアリングや面談で指摘いただくこと、あるいは原子力規制委員の判断が必要であることについても、例えば一つのテーマであっても、今もう既にやっただけのことです。短時間で審査会合を開催していただくということで、大分効率化が図られるのではないかと考えております。

本日は例を示したものと、先ほど言いましたけれども、もう既にやっただけのことでも載せておりますので、今後も引き続きお願いしたいと思います。

次の資料、最後の3枚目、右下の3でございます。浜岡3、4号機の特質を踏まえた審査の効率化についての意見でございます。

まず、プラント審査に関わる件でございますが、同一型式炉である浜岡3、4号機の設置変更許可の並行審査について実施することは合理的ではないかと考えておまして、そこをお願いしたいというのが提案でございます。

御存じのように、浜岡3、4号機はツインプラントではありませんが、原子炉や格納容器は同一の型式であります。

また、3、4号機は設計時期に違いがありますので、一部、もちろん設備の違いはあるのですが、ハザード設定の考え方や防護対象施設の選定の考え方、あるいは対策の基本方針は共通する部分が極めて多く、別々で審査するよりも、同時に審査をする方が合理的ではないかと考えております。

他社の事例といいますか、過去のBWR（沸騰水型原子炉）合同審査は、型式が違う炉で実施したこともあるということ、また、これまでに多くの審査実績が積み重ねられてきたことを考えますと、この3、4号機の並行審査によって審査の効率化が図られるのではないかと考えております。

当たり前ですが、具体的に言いますと、短時間で審査が完了すれば、もちろん審査担当者が同一でありますから、効率的に時間を使って審査に当たることができるというものでございます。

加えまして、赤い2点目のところでございますが、基準地震動や基準津波の審査の進捗を踏まえてではございますが、先行的にプラント審査をお願いしたいと考えております。

例えばガスタービン発電設備の免震構造だとか水素対策、あるいはHPAC（高圧代替注水系）を有していないことなど、浜岡特有の課題、論点がありますが、それについてはもちろんですが審査の実績がありませんので、審査での議論に時間を要するかと思われまので、浜岡3号機40年期限が迫る中、長期化する可能性のある論点について例えば先行的に審査に移行するということは、審査全体の期間あるいは全体の効率化に資するものになるのではないかと考えております。

今、議論していただいておりますが、まずは敷地の地質あるいは地質構造等の審査にお

ける敷地内断層の活動時期の評価について説明性の向上に全力で取り組みます。その中で、地震動や津波の高さ、ハザードについても説明責任を果たしていきますので、是非こういった審査の効率化を考えていただければと考えております。

簡単ですが、私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○更田委員長

ありがとうございました。

それでは、順番に石渡委員か山中委員、コメントはありますか。提案1、提案2と記されているので、まず1の方からいこうと思いますけれども、石渡委員、いかがですか。

○石渡委員

どうもありがとうございました。

自然ハザード関係の審査を担当しておりますので、その部分について申し上げますと、審査の効率化といえますか、なるべく審査を早く進めるという点については、こちらとしてもできるだけことはしたいと思っております。特に最近は説明方針あるいはスケジュールといった課題だけについても審査会合を行っております。そういう点で、準備に非常に時間が掛かるような審査だけではなくて、コミュニケーションをよくするという意味で、説明方針やスケジュールなどの課題だけであっても審査会合は行っておりますので、どうぞ御利用くださいということを申し上げます。

それから、審査の内容については、3ページの最後のところで敷地内断層の活動時期ということを出して述べていらっしゃいますが、これはやはり一番大事なところでありまして、要するに原子炉の直下に将来活動する可能性のある断層等が露頭してはいけないという法律がございますので、やはりきちんとそういう活動性がないということを論証するということがまず一番大事なところなのです。

これについて、今の状態ではなかなか上に乗っているいわゆる上載層という地層が12～13万年前、あるいはそれより古いということが、なかなか論証が今のところできていないというところが一番のネックになっておりまして、そのところを何らかの形ではっきりさせていただくというところが、この問題を先へ進める一番決定的な段階になるだろうと思っております。

取りあえず以上です。

○更田委員長

どうぞ。

○林中部電力株式会社代表取締役社長

ありがとうございます。

まず1点目については、先ほどお礼のところでも申し上げましたが、ワンイシューといえますか、あるテーマ、方針だとかスケジュールに限って早めに会合を開いていただいておりますこと、本当に感謝申し上げます。これからも利用させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

二つ目ですが、H断層、我々も今ちょうど年代特定のデータからロジックを詰めて何回も議論しているところでありまして、もちろん我々の知見とデータとを合わせて、ロジックの構成あるいは説明資料作成をやりますが、あらゆるところ、電中研（電力中央研究所）さんの力だとか他社の力も借りて、全力でこの説明性を高めていきたいと思えます。

石渡委員がおっしゃったとおり、ここが一番の山で大切なところだと思っておりますので、全力で取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

○更田委員長

私自身が、石渡委員が詳細まで正確に把握しているかどうか分からないですけれども、基本的にH断層系で、説明ではなくて、新たな立証のための材料を求めるというフェーズはもう済んだのですか。それとも、まだ可能性があるのですか。

○石渡委員

要するに、我々は断層の活動性がないということのをそれなりの物証をもって明らかにしていただくということはどこのサイトでも一様に求めていることです。

ただ、やり方はそれぞれのサイトによっていろいろありまして、大体半々なのです。上載地層法でやっているところと、鉦物脈法でやっているところが、今まで許可を出したところで大体半々ぐらいです。

浜岡の場合は上載地層法でやるという方針で今までずっとやってきていますので、それは事業者さんがこれならばいけるということでやっていらっしゃるのだと思えます。

ただ、それは上載層とするに足るきちんとした地層があって、その地層によって断層が覆われている。その地層がたまってから以後は断層が動いていないということがはっきりする。その地層の時代が12～13万年前ないしそれ以前であるということが要求されているわけございまして、そのデータがはっきりしていれば、それはそれでそのところは通るわけですけれども、今の状態では12～13万年前というところがなかなか証明できていないというところまでして、やはり何らかの新しいデータを出していただく必要は私はあるのではないかという気がいたします。

○更田委員長

そうすると、ロジックとか説明とかというよりも、上載地層の年代を示してくれということなのですか。

○石渡委員

そうですね。今のところ、年代をはっきり示すような証拠が、化石であったり、放射年代であったり、それはサイトによっていろいろ違うのですけれども、あるいは地質学的に、この現象はこの時代に起きた現象であるから、それでもう確定であるというような、そういうやり方もございます。

いろいろサイトによってそこら辺の証明の仕方は違うのですけれども、やはり、地質学的に納得できるようなデータがどうしても必要になってきます。

○更田委員長

結局こけてしまったのですけれども、一番分かりやすかったのは、ある年代の分かっている火山活動があって、その噴火の火山灰が上載地層として乗っていて、それがその後切れていなければそれ以降は動いていないと。そういう意味ではシンプルですね。そうすると、説明性とかロジックとかというよりも、むしろ上載地層の年代を示す材料がそろっているかですね。

どうぞ。

○中川中部電力株式会社原子力土建部長

中部電力の原子力土建部長をやっております中川でございます。正にハザード関係を担当しております。

ただいまの話は、確かにおっしゃるとおり火山灰とか年代特定できるような明確なものが出てくればいいのですけれども、そのところがなかなか出ていないというつらさが私どもはありまして、そういう意味で今回、もう一回、地層層序の広域の調査等をやりました、その関係で年代を絞り込むということをやっております。その年代を絞り込んだものとの模式地というものがございまして、その年代のはっきりしているものとの対比をできるだけしっかりやる。できるだけ定量的なもので示すということで、今、方法論としてトライをしております。その関係の資料を今正に取りまとめて、事実関係のヒアリングをしていただいているところでございますので、そちらについて近々審査会合の方でまた御紹介して、そこで御意見等々をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○更田委員長

切った切らない関係を連ねていって、立証しようとするものの上に年代のものすごく明らかな上載地層があれば明確ですけれども、そうでない場合には、こいつがこいつを切ったという、切った切られた関係を演繹していってというのは、これまでも審査で議論はあった。ただ、その場合、立証するためのデータの数が多くなります。新たに整えてもらうものが出てくるケースも非常に多くて、そうするとまだ一山というか二山あるのか、立証材料がそろっているのかそろっていないのかをまず説明を受けてからでないといけないから、今、私たちが御要望を伺って、それから私たちとしてもできることをやろうとしていますけれども、具体的にこれがすごく効果を上げてぱっと出るかということ、浜岡の場合は敷地内断層が今のところまだポイントになっているだけに、急展開はなさそうな気がするのですが、石渡委員、どうですか。

○石渡委員

それは何とも言えません。新しい証拠がぱっと見つかって、私はそういうものを期待するということはいたしませんけれども。

○更田委員長

要するにやってみないと分からないという点では変わらないですね。

○石渡委員

今までもそういう事例がなきにしもあらずでしたので、ほかのサイトについてはそういうブレイクスルーがあったということは事実でありまして、そういう可能性もあるということは認識をしております。

○更田委員長

ブレイクスルーより壁にぶつかったことの方が多様な気もしないでもないのですが、まだ分からないという感じですか。

○林中部電力株式会社代表取締役社長

ありがとうございます。一発で上載地層の中に年代特定するもの、物証があればよかったのですが、それが少ないということで、今、言いましたけれども、広域でほかの地点との相違、似ているところと違うところの物証を出しながら説明していくことになります。

今、準備を整えておりますので、次でまたお示ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○更田委員長

どうしても地震に関わる審査の場合、例えば調べたら必ず立証材料が出てくるかどうか分からないので、調べるにもためらいが出ます。プラントの場合、多くの場合は、マルにしるバツにしる結果はともかく調べれば必ず材料が出てくるケースがほとんどですが、地震に係るものは調査を進めて、例えば掘ってみてもマルともバツともつかないということがあるので、では掘ろうかという、その掘る決断、これも投資の問題ですから、社によっては、一種の賭けですが、非常に大きな投資をして、非常に多くの調査をする。そうすると、材料が出てきた場合は立証が前に進みますし、一方、投資をするかどうかの判断のところで時間が掛かると、結局待つ時間になりますけれども、あくまで投資するしないは事業者の判断なので、うちから強制するようなものではないのですが、ただ、賭けではあるけれども、できるだけ材料を多くそろえるように努力をしていただくということしか言いようがないです。

○林中部電力株式会社代表取締役社長

かしこまりました。物証がないと証明できませんので、物証を見つけないといけないので投資をしていきたいと思っております。ただ、投資するに当たっては、もちろんだいどうところがいいのか、どこを掘ればいいのかとか、効率性は経営として考えますけれども、そういったトライをして、お示しできるようにしたいと思います。よろしく申し上げます。

○更田委員長

それから、よろしければ提案2については、ツインプラントの場合は原子力規制委員会は経験を持っていて、そもそも最初、川内1、2という許可の出し方をして、玄海3、4もそうですし、高浜1、2、高浜3、4、大飯3、4という形になっていきますけれども、ツインプラントでない場合でも、基本的に設置許可書は号機ではなくてサイトに対して設置許可が出ているものなので、一つの変更として捉えるということは手続上はできるはずであるし、一方、もっと本質的に言えば、技術的に言えば、3、4号機の違いはタービン



の効率化なのだと思いますけれども、電気出力がちょっと変わっているけれども、基本的に同じ炉系ですね。工認ではなくて設置許可ですから、基本設計なので、そういった意味では3号機の審査、4号機の審査は十分並行してできると思うのですが、ただ、内部でも少し議論があるのは、別途それぞれ申請されているので、これに対してどういう許可の答え方をするか。役所的な話ですけれども、3、4が一括の申請であると非常に分かりやすく、3、4に対する許可ないし不許可という判断ができるのですけれども、つまらない話に聞こえるかもしれませんけれども、今の状態で3、4でそれぞれ審査書を作って判断、別個の判断だと整理をするのか、それとも改めてがっちゃんこして一つの判断だという形にするのか、これは中部電力側だけの話ではなくて、むしろこちらが判断すべきことではあるのですけれども、場合によっては申請の形態等を考慮してもらう可能性はあるだろうと思っています。

それから、書かれていることと言えば、例えばガスタービンのGTG(ガスタービン発電機)を免震構造に載せている。これはSsが決まったらということなのだろうと思っています。基本的に免震構造に対する審査ガイドはもう整えていますから、あとは特に長周期側であるとか鉛直地震動が決まってきてからという形になるのだろうと思いますけれども、可能だと思ひ、特にここに書かれているものに関して設計基準地震動、設計基準津波がなければという制約がないものに関して言えば、そして審査チーム側の事情もありますけれども、今はBWRの本体施設はやっていないというか、時間があるのでということです。

この提案2については、おおむねいけるのではないかと思いますけれども、山中委員、いかがですか。

○山中委員

私も更田委員長と同じ考えで、いわゆる申請の形態をどうしていただくか、あるいは審査書の形態をどうするかということと、事業者の方の体制と我々の審査官の体制を恐らく少し大きくしないと物量的には対応できないのかなということで、少し検討は必要かとは思いますが、事業者の皆さんが、審査会合で出た宿題を両方のプラントについてお答えをいただける、お互いのやり取りがスムーズにいくのであれば、そういうこともあり得るかなと私は思いますので、それは一つ、中部電力側もちょっと検討していただいて、我々も少し検討しないとイケないかなと。

それから、いわゆる新しい取組については、前回の原子力規制委員会で少し発言をさせていただいたのですけれども、中部電力はいろいろ新しい取組をされているので、こういう新しいチャレンジをできるだけ前向きに捉えていただけるように我々審査する側も考えないとイケないなということで、工夫は何らかの形でさせていただきたいと思っています。

ただ、基準地震動あるいは津波のお話がある程度めどが立ってからでないとなかなか難しい側面があるかなという気もいたしますし、方針だけお話を伺って、間が空いてしまうと逆に審査が無駄になりますので、その辺りも少し時期的なもの、いつ始めるのかというのは考えないとイケませんが、これだけ先に何かを考えるというのは審査上は可能

かと思えます。

○林中部電力株式会社代表取締役社長

ありがとうございます。

まず、並行審査をお願いしておきながら、こちらでできないというようなことが絶対にないように、準備も含めて万全を取って、体制も、それからやり方も考えますというか、やりますので、是非よろしくをお願いします。

その中で、今、お話がありましたやり方、手続の問題だとか、あるいはコミュニケーションの在り方、これについてはお話しさせていただきながら何が一番いいのか進めていきたいと思えますので、是非コミュニケーションを取りながら、よろしくお話ししたいと思います。

2点目の新たな取組も、昔から新しいことをやるということをモットーに、安全で効率的でいいものを作ろうというのが、発電所も本店も持っておりますので、取り組んでいたことでありますので、これもチャレンジ精神をなくさずに、これからも取り組んでいきたいと思えますし、その審査に当たっては、今、山中委員からお話がありましたように、是非そういったところを考えていただいて審査を続けていただけると大変助かります。

是非よろしくお話ししたいと思います。

○更田委員長

伊原専務、どうぞ。

○伊原中部電力株式会社専務執行役員原子力本部長CNO

中部電力の伊原でございます。ありがとうございます。

おっしゃるとおり、ハザードが決まっていなくて免震の審査は当然できません。津波の高さもしっかりなのですけれども、我々、地質・地盤のところは先ほども申しましたように一生懸命やりながらも、地震動の方は震源を特定して定める地震動をおおむね御了解いただいているところで、あとは震源を特定せずの審査ですけれども、これも地盤モデルを震源を特定する方と変えずに、震源を特定しない方も地盤モデルは同じもので御審議いただくように準備をしておりますし、津波の方も、プレート間地震による津波、22.7mということで、これはまだこの後、組合せの議論がありますけれども、ハザードが非常に大きな部分は御確認いただいているということで、本日はもう時間もないし細かいお話しはできませんけれども、地震動、震源を特定せずだとか、あと津波も引き津波、それから組合せの議論もできるだけ早く、こういうスケジュールで事業者としてはやれるのではないかという御提案をさせていただいた上で、その見込みの中で、プラント審査はどこら辺からできるのかという御相談をさせていただければと思います。是非そんなことで見直しをお互いに持った上でやらせていただければと思います。

それと、更田委員長がおっしゃったように、3、4号はそれぞれ申請しています。そのとおりです。これを同時、1本の申請書にすると、申請を一旦引き下げて、取消しにして、もう一度合体版にしてというのは事業者側も結構労力が掛かるので、そこら辺はどういう

やり方がいいのか御相談させていただきながらやらせていただければと思います。

以上です。

○更田委員長

正にそこなのです。今の申請の形で当方側が一つの判断という形で、要するに並行なのか一体なのかなのですけれども、それぞれ異なる申請ではあるのだけれども一つ判断としてすることができるか、それともやはり個々なのかというと、今の仕組みで言うと、それぞれ申請されているので、それぞれに対して判断という形になるのですけれども、ただ本来、設置許可書はサイトに対して出されるものだということからするとできるのかもしれないし、これはむしろ事務方に検討してもらわないと、どういうやり方がというのはありますけれども、なるべく実質的には一体で考えていくようなやり方をしたいとは思っています。ただ、協力をというの、例えば補正等々で柔軟な対応をしてもらうということはあるだろうと思います。

それから、プラント側にいぎ入ってきたときに、例えば防潮堤一つでも浜岡の特徴がありますね。遠浅だったり、防潮堤から海側に向けたところの状況が、いきなり切り立って防潮堤というのと大分違うところがあります。

ただ、先行して議論ができるかという、例えば重大事故等対処等については既に一部、中部のお考えを聞いていますけれども、特色ある部分についての議論は更に進めていくことができるだろうと思います。

それから、一つ今までの経験で言うと、審査の中の立証材料を、申請書やそれに答えている審査書だけではなくて、まとめ資料を事業者の方で整えてもらっている。これは非常に効果を上げていて、許可上の判断をした後でも様々な局面で説明責任を果たしたり、立証していかなければならない局面があるわけですけれども、このまとめ資料は公的な資料という形になるので、そういった意味で、様々なところに説明材料として示していくときに、まとめ資料にきちんと書かれているというのは非常に後々にもお役に立つところがあるので、私たちは審査のプロセスでまとめ資料をきちんとしたものにしていこうとしていますので、ここは是非きっちり協力をさせていただきたいと思います。

それから、提案1の方にも関わりますけれども、審査会合が余りに構え過ぎたものになっているのです。例えば当方の意図を確認するためだけであれば、うちもフルメンバーそろわなくていいから、そちらの方が1人というわけにはいかないだろうけれども、2～3人で、当方だって2～3人で、これはどうなのだということを確認するときに、それをヒアリングでされてしまうと透明性の確保の上で苦しいところがあるけれども、とにかくどうなのだという意図確認なのであれば人数は少なくとも構わないし、それこそ資料なしでも構わないので、もっと機動的に審査会合を開けるように、当方もこういったユーチューブに載せるためのシステム等々は以前よりはるかに整ってきたので、要望に応じられると思いますので、審査会合を持つことに対する申込みをためらわないでいただきたいというのが当方から申し上げていることなのです。

○林中部電力株式会社代表取締役社長

ありがとうございます。

どうもこれも進められるところだと思います。特に最後のところ、我々も完璧にして、これだけにならないと持っていけないのではなくて、何かあったらすぐにお話しに来て、今言った少人数でもやっていただけるのであれば、積極的にお願いしていきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○伊原中部電力株式会社専務執行役員原子力本部長CNO

まとめ資料、以前からも更田委員長がそのようにおっしゃっていることは承知しております。当然これは規制のためのものだけではないと思っていて、技術資料としてきちんと残して、更に一般の方にもきちんと説明責任を果たすというものだと思いますので、事業者もそこにはしっかり御協力させていただくべきものだと思ひしてございます。

○更田委員長

時間は来ているのですけれども、何かありますか。山中委員、もうよろしいですか。石渡委員、いかがですか。田中委員、伴委員、何かありますか。

田中委員、どうぞ。

○田中委員

ほかの会社ともいろいろと意見交換したのですけれども、透明性、公開性という観点から、審査会合が重要だと思います。更田委員長が言われたように、我々も審査会合のやり方等について検討していくことが必要かと思ひて、事務局の方でも考えてくれると思ひますので、それが有効に活用できたらと思ひます。

○更田委員長

最後に中部電力の方からいかがでしょうか。

○林中部電力株式会社代表取締役社長

ありがとうございました。

いろいろな御示唆をいただきましたので、透明性はもう鉄則で、これをなくしては意味がありませんので、確保しながら、ただ、それでもやれること、今、御提案いただいた内容はたくさんあるかあろうかと思ひます。また事務局とも議論していきたいと思ひます。本当にありがとうございました。

先日、山中委員に浜岡を御視察いただきました。現場を見ながら説明させていただくことで、もう御存じのことばかりではありますが、新たな発見だとか、雰囲気も分かっていたかと思ひますので、また皆さんお時間があれば結構ですが、浜岡の方に来ていただければということで、御視察、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日いただいた議論は、非常に建設的かつ効率的な内容ばかりだったと思ひますので、我々でやらなければいけないこと、こちらからお願ひする前に自分たちがやることを先にやっていきたいと思ひます。

それと、先ほどのお話にもありましたが、具体的にどうやってやっていくかについては、

また事務局との間で、具体的にどうやっていくか、あるいはいつ頃やっていくのか、どうやってやっていくのかについては御相談させていただきたいと思いますので、ここに来るのをヘジテートすることなく、積極的に意見交換させていただきたいと思います。

今後もよろしくお願いします。

○更田委員長

ありがとうございました。有意義な意見交換ができたと思います。

それでは、本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。